

1 京都市健康増進センター（ヘルスピア21）に係る今後10年間に要する大規模改修費用の内訳について

平成21年に実施した計画的な維持管理による建築物の長寿命化、財政負担平準化を目指したアセットマネジメント推進に伴う調査業務に基づく中長期整備計画（平成23年度～令和11年度分）による整備費用は約17.5億円（①）である。

そのうち、本市及び指定管理者が平成23年度～令和2年度に実施した修繕等に係る費用が約1.3億円（②）であったことから、今後10年間に要する大規模改修費用を約16.2億円（①－②）と見込んでいる。

約17.5億円の内訳は以下のとおり。

種別	改修箇所	費用（百万円）
建築	柱・梁・屋根等	131
	床・天井・壁等	105
	建具・外構	215
電気	受変電・電力等	685
	中央監視機器類	68
	通信・情報・防災等	151
機械	空調・換気・排煙等	171
	給排水衛生	127
	消火・ガス設備・昇降機等	94
合計		1,747

2 本市と関西医科大学との協定書（覚書）について

- (1) 昭和54年2月19日
学校法人関西医科大学，京都市
- (2) 昭和57年4月5日（「覚書交換に伴う申合せ事項」含む。）
学校法人関西医科大学，一般社団法人京都府医師会，京都市



覚

書

京都市（以下「甲」という。）と学校法人関西医科大学（以下「乙」という。）とは、洛西ニュータウン病院（仮称）（以下「病院」という。）の建設及び運営について、次のとおり覚書を交換する。

第 1 条 乙は、洛西ニュータウンにおける地域医療の拠点として、次に掲げる規模以上の病院を、昭和57年4月/日までに建設し、運営するものとする。

(1) 病院の規模等

病 院	鉄筋コンクリート造地上5階地下1階建	延面積8,000㎡
看護婦宿舎	プレハブ造地上4階建	延面積1,400㎡

(2) 診療科目

内科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科 の総合病院

(3) 病床数

160床

第 2 条 甲は、乙に対し、建設に要する経費の一部として、次に掲げる額を交付するものとする。

1 病院建設補助金として、金600,000千円

2 次の条件による病院建設資金借入金に対する利子相当額

借入限度額 2,000,000千円

利 率 年5% 以内

償還年数 20年以内（1年ずえ償）

元金償還方法 均等分償方式

第 3 条 前条に掲げる補助金の交付の時期、方法等については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

第 4 条 甲は、乙に対し、病院建設用地として、下記の土地を無償で貸し付けるものとする。

所 在 地 京都市西京区大枝東新林町3丁目

面 積 14,687.68㎡

2 甲は、将来、前記による貸付地について、乙に対してその購入を求めることができる。

第 5 条 前条に掲げる土地の貸し付けについては、別に市有財産貸付契約を締結するものとする。

第 6 条 乙は、病院の運営にあたって、次に掲げる事項を留意のうえ行うものとする。

(1) 京都市民、特に、洛西ニュータウン居住者に対し、優先的に医療を行うこと。

京都府

京都府



(2) 料金等については、市内公的医療機関の例に準ずるものとし、甲と協議のうえ決定すること。

(3) 関係法令等に基づく医療機関の指定を受けること。

(4) 救急医療、特に、小児救急について十分な体制を確立すること。

(5) 保健所や、洛西ニュータウン内の医療機関との相互連携が十分とれるよう配慮すること。

(6) 京都府医師会、地区医師会等と十分協議のうえ運営を行うこと。

(7) その他、医療の充実のため、必要な事項については、万全を期すこと。

第 7 条 甲は、乙に対し、第 2 条第 2 号に定める補助を除き運営についての助成は、一切行わない。

第 8 条 甲は、第 2 条の補助金の交付について、議会の議決又は予算が得られなかつたときは、いつでもこの覚書を解除することができる。

この場合において、乙は、甲に対し、損害賠償の請求等一切の異議又は請求を行わないものとする。

第 9 条 この覚書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲乙協議のうえ、そのつど決定するものとする。

昭和 54 年 2 月 19 日

甲 京都市中京区寺町通押小路下る 上本能寺前町 488 番地

京 都 市

代 表 者 京 都 市 長 松 橋



乙 守口市文圃町 / 番地

学 校 法 人 關 西 医 科 大 学

代 表 者 理 事 長 岡 宗



覚 書

関西医科大学附属希面ニュータウン病院（以下「病院」という。）の開設にあたり、学校法人関西医科大学（以下「甲」という。）、社団法人京都府医師会（以下「乙」という。）及び京都市（以下「丙」という。）は、次のとおり覚書を交換する。

第1条 病院は、誘致の経過と大学附属病院の性格に於て、公的な性格をもった地域中核病院として運営されるものとし、地域における各医療機関との緊密な協力関係に立つて、高度な専門的医療を行うものとする。

第2条 病院は、京都市域における救急医療体制に協力し、特に小児救急に重点をおくものとする。

第3条 甲、乙及び丙は、三者の間で行われた協議及び交換文書の意とするところを尊重するとともに相互の意見調整と疎通を図るため、連絡協議会（仮称）を設置するものとする。

昭和57年 4 月 5 日

甲 守口市文園町/希面

学校法人 関西医科大学

代表者 理事長 岡 宗 

乙 京都市中京区生々東高田町/希面の之

社団法人 京都府医師会

代表者 会長 有馬 弘 

丙 京都市中京区寺町通御地上る上本能寺  希面

京 都 市

代表者 京都市長 今川 正 

覚書交換に伴う申合せ事項

- 1 地域における外来診療については、原則として、診療所は一般外来診療を受け持ち、病院は紹介患者、専門外来及び救急外来診療に重点を置き、両者は協力関係を維持しつつ、地域における医療の有効な供給を図るものとする。
- 2 病院は、地域の医療機関からの紹介患者については、これを優先的に受け入れるとともに、受入れ後の取扱いに配慮するものとする。
- 3 病院は、地区医師会員の病院利用に便宜を与えるものとする。
- 4 病院は、医師会及び市と協力し、予防医学諸活動への参加を含め、地域における包括医療体制の中核としての役割を果たすものとする。
- 5 病院に常勤する医師は、医師会（京都府医師会及び西京地区医師会）に入会して、医師会の諸活動に参加するものとする。
- 6 病院は、京都市域における看護学校の実習受託病院となるものとする。